

N E X T 佐賀ものづくり投資促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は原材料の価格高騰や賃上げによる人件費高騰などが続く中、未来を見据えた更なる成長に向け、ものづくり企業の生産性向上に向けたデジタル化等の大規模な設備投資を後押しすることで、県内経済の活性化に繋げることを目的として、補助事業者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することとし、その補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年（1955年）法律第179号。以下「法」という。）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年（1955年）政令第255号。以下「令」という。）並びに佐賀県補助金等交付規則（昭和53年（1978年）佐賀県規則第13号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者とは、中小企業基本法（昭和38年（1963年）法律第154号）第2条第1項各号のいずれかに該当する者をいう。
- (2) 製造業とは、総務省日本標準産業分類における「大分類 E 製造業」に分類される業種をいう。
- (3) 補助事業とは、補助金の交付の対象となる事業であって、計画の内容及び補助金の交付の適否について、知事が適当と認めた事業をいう。
- (4) 補助対象者とは、補助金の対象となる事業者をいう。
- (5) 補助事業者とは、補助事業を実施する補助対象者をいう。
- (6) 事業場内最低賃金とは、当該事業場における雇入れ後3か月を経過した労働者の当該事業場で最も低い時間当たりの賃金額をいう。ただし、専従者については、事業場内最低賃金の算定対象者としなない。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、中小企業者であって、県内において生産や研究開発等の事業又は業務を行う事業所を有し、製造業を営む者とする。ただし、以下のいずれかに該当する者は中小企業者とみなさない。この場合、親会社と子会社又はその他の子会社は同一法人とみなす。

- (1) 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の中小企業者以外の者が所有している中小企業者
- (2) 発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上を中小企業者以外の者が所有している中小企業者
- (3) 中小企業者以外の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を

占めている中小企業者

2 補助対象者は、自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年（1991年）法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 補助対象者は、前項の第2号から第7号までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

4 補助対象者は、次の要件を満たす者とする。

令和6年（2024年）10月18日から実績報告（令和8年（2026年）12月31日を超える場合は当該日）までに事業場内最低賃金を5パーセント以上引き上げた又は引き上げる者とする。ただし、引き上げ後の事業場内最低賃金は、佐賀県の地域別最低賃金を上回ること。また、同一の事業所内最低賃金で従事する労働者が複数名いる場合、当該労働者全員について、賃金を5パーセント以上引き上げることとし、事業場内最低賃金を引き上げた結果、賃金額を追い越される者がいる場合、その者についても引き上げ前の事業場内最低賃金額から5パーセント以上引き上げること。

（補助対象事業）

第4条 補助金の交付の対象として認められる事業は、別表第1に掲げるとおりとする。

（補助金の補助率、補助金額及び補助対象経費）

第5条 補助金の補助率及び補助金額は、次表のとおりとする。ただし、補助金額の下限については、第7条第2項の規定に基づき、補助金額を予算の範囲内となるように修正して交付決定を行う必要がある場合は、この限りではない。

補助率	補助金額
補助対象経費の3分の2以内	上限 金 5,000 万円 下限 金 2,500 万円

- 2 補助事業の対象として認められる経費は、別表第2に掲げるとおりとする。
- 3 補助事業の対象として認められない経費は、別表第3に掲げるとおりとする。
- 4 補助対象者は、国若しくは地方自治体又は民間団体等から、委託事業の受託又は補助

金の交付決定を受けているとき、当該事業において対象経費とされているものについては、本補助金の補助対象経費とすることはできない。

- 5 補助対象者は佐賀県ローカル発注促進要領（平成 24 年（2012 年）10 月 9 日付け）に基づき、原則、県内企業から調達すること。
- 6 補助対象経費のうち、補助事業者の自社製品の調達又は関係会社からの調達分がある場合、補助事業者の利益等相当分を排除した製造原価又は取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって補助対象とする。

（補助金の交付申請）

第 6 条 規則第 3 条第 1 項に規定する補助金交付申請書は、様式第 1 号のとおりとする。

- 2 前項の補助金交付申請書の提出期限は、知事が別に定める期日までとし、その提出部数は 1 部とする。

（補助金の交付決定）

第 7 条 知事は、前条第 1 項の規定による申請書の提出があったときは、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付の決定を行い、その旨を補助対象者に通知する。

- 2 知事は、前項において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の交付申請に係る事項につき修正を加えて交付決定をすることができる。
- 3 規則第 4 条第 3 項に規定する補助金の交付の申請が到達してから当該申請に係る補助金等の交付決定をするまでに通常要すべき標準的な期間は、30 日とする。

（補助金の交付の条件）

第 8 条 規則第 5 条の規定により補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1） 法、令、規則及びこの要綱の規定に従うこと。
- （2） 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合には、知事の承認を受けること。ただし、事業の趣旨そのものに影響を及ぼさない範囲での事業内容の変更又は補助金額に変更がなく、補助事業に要する経費間の 20 パーセント以内の金額の変更については、この限りでない。
- （3） 補助事業者が補助事業を行うために締結する契約等については、佐賀県ローカル発注促進要領（平成 24 年（2012 年）10 月 9 日付け）に基づき、原則、県内企業から調達すること。
- （4） 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けること。
- （5） 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- （6） 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業が完了した日又は補助事業の廃止の承認があった日の属する会計年度の次年度

から5年間保管し、県の要求があったときはいつでも閲覧に供することができるようにすること。

(7) 補助事業が完了した日又は補助事業の廃止の承認があった日の属する会計年度の終了後3年間、県の要請に応じ、県内全体にデジタル化やグリーン化対応等の取組を波及させることを目的とした県が実施する取組へ協力すること。

(8) 補助事業の効果について、補助事業が完了した日又は補助事業の廃止の承認があった日の属する会計年度の終了後3年間、財務状況の変化や補助事業の効果等について、県からの情報提供要請に応じること。

2 前項第2号の規定により、知事に補助事業の変更の承認を受けようとする場合の変更承認申請書は、様式第2号のとおりとする。

3 第1項第4号の規定により、知事に補助事業の中止又は廃止の承認を受けようとする場合の中止又は廃止の承認申請書は、様式第3号又は様式第4号のとおりとする。

(申請の取下げ)

第9条 規則第7条の規定による申請の取下げをすることができる期間は、交付決定の日から20日間とする。

2 前項の取下げに関する届出書は、様式第5号のとおりとする。

(債権譲渡の禁止)

第10条 補助事業者は、第7条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を知事の承認を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(状況報告)

第11条 知事は、必要に応じて、補助事業者に対し、補助事業遂行の状況について事業遂行状況報告書の提出を求めることができる。

2 前項に規定する事業遂行状況報告書は、様式第6号のとおりとし、その提出部数は1部とする。

(実績報告)

第12条 規則第12条第1項に規定する実績報告書は、様式第7号のとおりとする。

2 前項の実績報告書の提出期限は、補助事業の完了後1か月以内又は補助金の交付決定に係る会計年度2月末日のいずれか早い日とし、その提出部数は1部とする。ただし、2月末日が土曜日、日曜日又は祝日である場合は、直前の開庁日を提出期限とする。

(補助金の額の確定)

第13条 知事は、前条第2項の提出を受けたときには、「ものづくり産業課が所管する補助事業等により取得し又は効用の増加した財産の処分等の取扱いについて」(平成31年(2019年)3月8日付けもの第2701号)の規定に従い検査を行い、その報告に係る補

助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められたときは、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を補助事業者に通知する。

- 2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その部分の補助金の返還を命ずる。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から 15 日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の交付)

第 14 条 この補助金は、知事が必要と認められたときは概算払で交付することができるものとする。ただし、概算払可能額は契約書等の契約金額の 4 分の 3 を上限とし、かつ、最大概算払可能額は補助金交付決定額の 2 分の 1 を上限とする。

- 2 規則第 15 条第 1 項に規定する補助金交付請求書(精算払)は、様式第 8 号のとおりとする。
- 3 規則第 15 条第 2 項に規定する補助金交付請求書(概算払)は、様式第 9 号のとおりとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第 15 条 知事は、規則第 16 条の規定により、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、補助事業者の責に帰すべき事由でないときはこの限りではない。

- (1) 虚偽の申請、その他不正な行為により補助金の交付決定を受けたとき
- (2) 補助金の交付決定から相当の期間を経過しても補助事業に着手しないとき
- (3) 補助事業の完了の前に補助事業を中止又は廃止したとき
- (4) 補助事業に関して不正、怠慢、その他不適當な行為をしたとき
- (5) 補助金を他の用途へ使用したとき
- (6) 補助事業者について第 3 条第 2 項各号及び第 3 項の規定に該当すると判明したとき
- (7) 交付決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき
- (8) その他補助事業に関して補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他法、令、規則、要綱又は知事の命令、処分若しくは指示に違反したとき

- 2 知事は、前項により取消しの決定を行った場合は、書面により補助事業者に通知するものとする。
- 3 第 1 項の規定は、補助金を交付した後についても適用する。

(財産の管理等)

第 16 条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財

産等」という。)については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金等の交付の目的にしたがって、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 補助事業者は、取得財産等について、様式第7号別紙3による取得財産等管理台帳を備え管理しなければならない。
- 3 知事は、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、第17条の規定に基づきその収入の全部若しくは一部を県に納付させることができる。

(財産処分の制限)

第17条 補助事業者は、補助金により取得した財産の処分の制限に関し、「ものづくり産業課が所管する補助事業等により取得し又は効用の増加した財産の処分等の取扱いについて」(平成31年(2019年)3月8日付けもの第2701号)の規定に従わなければならない。

- 2 補助事業者は、補助金により取得した財産について、補助事業者が補助目的に合致した生産転用を行うときは、前項に規定した手続きを要しないものとする。
- 3 補助事業者は、補助事業による取得した財産の処分について、前項に該当しない場合は、事案が判明しだい速やかに知事に報告し、協議しなければならない。

(産業財産権等に関する報告)

第18条 補助事業者は、補助事業に基づく発明、考案等に関して、特許権、実用新案権、意匠権又は商標権等(以下「産業財産権等」という。)を補助事業期間内に申請若しくは取得した場合又はそれを譲渡し、若しくは実施権等を設定した場合には、遅滞なくその旨記載した様式第10号による「産業財産権等取得等届出書」を知事に提出しなければならない。

(収益納付)

第19条 知事は、補助事業者が補助事業の実施により事業期間内に相当の収益が生じたこと認められたときは、補助事業者に対し交付した補助金の全部または一部に相当する金額を県に納付させることができるものとする。

(報告)

第20条 補助事業者は、事業の実施において次の各号のいずれかに該当する場合には速やかに知事に報告するものとする。

- (1) 事業者の名称の変更及び住所(所在地)、代表者の変更を行ったとき
- (2) 知事が特に必要と認める事項について報告を依頼したとき

(雑則)

第 21 条 この要綱に定めるもののほか、本補助金の交付等について必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 8 年（2026 年）3 月 11 日から適用する。

別表第1（第4条関係）

補助金の交付の対象として認められる事業

事業項目	内容
デジタル化による生産性向上	デジタル技術を活用した働き方改革や生産の効率化等のための意欲的な取組であること。
グリーン成長	研究開発・技術開発又は人材育成を行いながら、グリーン成長戦略「実行計画」14分野の課題の解決のための意欲的な取組であること。
新商品（新役務）の開発又は提供	過去の同種の商品と比べて性能が良い等新商品の開発、又は提供のための意欲的な取組であること。
新分野展開	主たる業種又は主たる事業を変更することなく、新たな製品を製造し、又は新たな商品若しくはサービスを提供することにより新たな市場に進出するための意欲的な取組であること。
事業転換	主たる業種を変更することなく主たる事業を転換し、新たな製品を製造し、又は新たな商品若しくはサービスを提供することにより新たな市場に進出するための意欲的な取組であること。
業種転換	主たる業種を転換し、製品又は商品若しくはサービスを提供することにより新たな市場に進出するための意欲的な取組であること。
業態転換	製品又は商品若しくはサービスの製造方法又は提供方法に関し相当程度新規性を有する方法に変更するための意欲的な取組であること。
事業再編	会社法上の組織再編行為（合併、会社分割、株式交換、株式移転、事業譲渡）等を行い、新たな事業形態のもとに、新分野展開、事業転換、業種転換又は業態転換のいずれかを行うための意欲的な取組であること。
その他	上記に掲げるもののほか、知事が認める事業

別表第 2（第 5 条関係）

補助事業の対象として認められる経費

経費項目	内容
機械装置費	<p>① 事業実施に必要な経費のうち、機械装置、機械器具等（ただし、1 年以上継続して使用でき、当該事業のみで使用されることが確認できるもの）の購入・構築に必要な経費</p> <p>② 補助事業を実施するにあたり必要となる既存の機械装置等へのオーバーホールに必要な経費。ただし、オーバーホールに係る費用は、全体の補助事業に係る経費の 50 パーセント未満でなければならない。</p> <p>（注 1）購入する機械装置等の据付・運搬に要する経費も認める。</p> <p>（注 2）中古品の購入については、金額に関わらず、すべて、2 社以上から見積書を徴さなければならない。</p> <p>（注 3）1 件あたりの単価が 50 万円を超えるものについては様式第 7 号別紙 3 による取得財産等管理台帳を備えなければならない。</p>
コンサルティング費	<p>事業実施に必要な経費のうち、専門家によるコンサルティングに要する経費</p> <p>（注 1）コンサルタント選定にあたっては、競争性、公平性を担保すること。</p> <p>（注 2）補助事業期間に要する経費のみを補助対象とし、契約期間が補助事業期間を超える場合は、当該補助事業期間分に相当する経費とする。</p>
システム設計・開発・運用費	<p>事業実施に必要な経費のうち、システム設計・開発・運用に要する経費</p> <p>（注）ベンダー選定にあたっては競争性、公平性を担保すること</p>
外注費	<p>事業実施に必要な経費のうち、補助事業者が直接実施することができないもの又は適当でないものについて、他の事業者に外注するために必要な経費（請負契約）</p>
消耗品費	<p>事業実施に必要な物品であって機械装置費に属さないもの（ただし、当該事業のみで使用されることが確認できるもの）の購入に要する経費</p>
使用料及び賃借料	<p>事業実施に必要な機械器具やソフトウェア等のリース・レンタル・ライセンスに要する経費</p> <p>（注）補助事業期間に要する経費のみを補助対象とし、契約期間が補助事業期間を超える場合は、当該補助事業期間分に相当する経費とする。</p>
その他	<p>上記に掲げるもののほか、知事が特に必要と認める経費</p>

別表第3（第5条関係）

補助事業の対象として認められない経費

(1) 交付決定日より前に発注又は購入、契約等を実施したものに係る経費
(2) 販売を目的とした製品、商品等の生産に係る経費（本事業における補助対象経費として認められる経費を除く）
(3) 家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費に係る経費
(4) 不動産の購入、既存物件の改築（室内壁等の撤去等容積率を変更しない改築や物件の増築等を含む）、自動車等車両の購入、修理、車検に係る経費（本事業における補助対象経費として認められる経費を除く）
(5) 電話代、インターネット利用料金等の通信費等汎用性の高い費目に要する経費（本事業において整備するシステム専用として明確に区別できる経費は、本項目の対象から除く）
(6) 文房具などの汎用性の高い事務用品等の消耗品、雑誌・新聞購読、団体等会費に係る経費
(7) 汎用性があり、目的外使用として他業務においても利用可能な物品購入に係る経費（例 事務用パソコン・プリンタ・タブレット端末・スマートフォン・デジタル複合機等） （本事業において整備するシステム専用として明確に区別できる経費は、本項目の対象から除く）
(8) 飲食、奢侈、娯楽、接待等に係る経費
(9) 商品券等の金券に係る経費
(10) 各種保険料に係る経費
(11) 振込等における手数料に係る経費（代金引換手数料を含む）
(12) 収入印紙に係る経費
(13) 公租公課（消費税及び地方消費税額等）に係る経費
(14) 借入金などの支払利息及び遅延損害金に係る経費
(15) 税務申告、決算書作成等のために税理士、公認会計士等に支払う経費及び訴訟等のための弁護士に支払う経費
(16) 補助金事業計画書、交付申請書等の書類作成、送付に係る経費
(17) 事業に係る自社の人件費、旅費等に係る経費
(18) 上記のほか、公的資金の用途として社会通念上不適切と認められる経費

年 月 日

佐 賀 県 知 事 様

申請者

住 所 〒

佐賀県

(ふりがな)

企業名

(ふりがな)

代表者役職・氏名

生年月日

年 月 日

NEXT佐賀ものづくり投資促進事業費補助金交付申請書

下記のとおりNEXT佐賀ものづくり投資促進事業費を実施したいので、佐賀県補助金等交付規則及びNEXT佐賀ものづくり投資促進事業費補助金交付要綱の規定により、裏面の内容を誓約した上で、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助金交付申請額 金〇〇〇円
- 2 関係書類
補助事業計画書（別紙1）
事業経費積算書（別紙2）

【注意】本頁及び次頁に必要な事項を記入の上、両面印刷したものを提出すること。

県では、行政事務全般から暴力団等を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。なお、内容確認のために佐賀県警察本部へ照会を行う場合があります。
この様式に記載された個人情報は、NEXT佐賀ものづくり投資促進事業費補助金に係る事務の目的を達成するため及び上記の誓約事項の確認のために使用します。また、確認情報は貴殿が県と行う他の契約等における身分確認に利用する場合があります。

様式第1号（第6条関係）【裏面】

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、佐賀県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が県と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

□ 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。

また、次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年（1991年）法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

年 月 日

佐賀県知事 様

〔 法人、団体にあつては事務所所在地 〕

住 所

〔 法人、団体にあつては法人・団体名、役職・代表者名 〕

(ふりがな)

氏 名

生年月日 (明治・大正・昭和・平成) 年 月 日

責任者自署欄(※)

※ 氏名欄は、本人が自署すること。ただし、申請者が法人の場合は、本申請に係る責任者の氏名の自署を付記し、法人代表者の氏名を記名とすることができる。

年 月 日

佐 賀 県 知 事 様

補助事業者

住 所 〒

佐賀県

企業名

代表者役職・氏名

NEXT佐賀ものづくり投資促進事業費補助金変更承認申請書

〇〇〇年 月 日付けもの第 号により補助金交付決定の通知があったNEXT佐賀ものづくり投資促進事業費補助金について、別紙に記載した理由により事業の内容及び経費の配分を変更し〔金〇〇〇円の減額承認を受け〕たいので、佐賀県補助金等交付規則及びNEXT佐賀ものづくり投資促進事業費補助金交付要綱の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 変更補助事業計画書（別紙1）
- 2 変更事業経費積算書（別紙2）

【注意】 1. 金額の変更のない変更申請の場合は〔 〕の分は消去すること。

佐 賀 県 知 事 様

補助事業者

住 所 〒

佐賀県

企業名

代表者役職・氏名

NEXT佐賀ものづくり投資促進事業費補助金中止承認申請書

〇〇〇年 月 日付けもの第 号により補助金交付決定の通知があったNEXT佐賀ものづくり投資促進事業費補助金について、以下の理由により事業を中止したいので、佐賀県補助金等交付規則及びNEXT佐賀ものづくり投資促進事業費補助金交付要綱の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 中止する事業計画
- 2 事業を中止する理由
- 3 事業を中止する期間

佐 賀 県 知 事 様

補助事業者

住 所 〒

佐賀県

企業名

代表者役職・氏名

NEXT佐賀ものづくり投資促進事業費補助金廃止承認申請書

〇〇〇年 月 日付けもの第 号により補助金交付決定の通知があったNEXT佐賀ものづくり投資促進事業費補助金について、以下の理由により事業を廃止したいので、佐賀県補助金等交付規則及びNEXT佐賀ものづくり投資促進事業費補助金交付要綱の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 廃止する事業計画
- 2 事業を廃止する理由
- 3 事業を廃止する時期

年 月 日

佐 賀 県 知 事 様

補助事業者

住 所 〒

佐賀県

企業名

代表者役職・氏名

NEXT佐賀ものづくり投資促進事業費補助金取下げ届出書

〇〇〇年 月 日付けもの第 号により補助金交付決定の通知があったNEXT佐賀ものづくり投資促進事業費補助金について、佐賀県補助金等交付規則及びNEXT佐賀ものづくり投資促進事業費補助金交付要綱の規定に基づき、交付申請を取り下げますので届け出ます。

年 月 日

佐 賀 県 知 事 様

補助事業者

住 所 〒

佐賀県

企業名

代表者役職・氏名

NEXT佐賀ものづくり投資促進事業費補助金遂行状況報告書

〇〇〇年 月 日付けもの第 号により補助金交付決定の通知があったNEXT佐賀ものづくり投資促進事業費補助金の遂行状況について、佐賀県補助金等交付規則及びNEXT佐賀ものづくり投資促進事業費補助金交付要綱の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

事業の遂行状況等 別紙のとおり（様式任意）

年 月 日

佐 賀 県 知 事 様

補助事業者

住 所 〒

佐賀県

企業名

代表者役職・氏名

NEXT佐賀ものづくり投資促進事業費補助金実績報告書

〇〇〇年 月 日付けもの第 号により補助金交付決定の通知〔があり、〇〇〇年 月 日付けもの第 号により変更交付決定の通知〕があったNEXT佐賀ものづくり投資促進事業費補助金について、下記のとおり事業を実施したので、佐賀県補助金等交付規則及びNEXT佐賀ものづくり投資促進事業費補助金交付要綱の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 事業実施結果報告書（別紙1）
- 2 事業経費実績書（別紙2）
- 3 取得財産等管理台帳（別紙3）

※ 【提出時削除】複数回変更交付決定を受けている場合は、変更交付決定の日及び文書番号を列記すること。

年 月 日

佐 賀 県 知 事 様

請求者

住 所 〒

佐賀県

企業名

代表者役職・氏名

NEXT佐賀ものづくり投資促進事業費補助金交付請求書

〇〇〇年 月 日付けもの第 号で確定通知があったNEXT佐賀ものづくり投資促進事業費補助金として、下記金額を交付されるよう佐賀県補助金等交付規則及びNEXT佐賀ものづくり投資促進事業費補助金交付要綱の規定により請求します。

記

請求額	金〇〇〇円
確定額 (①)	金〇〇〇円
交付済額 (②)	金〇〇〇円
今回請求額 (①-②)	金〇〇〇円

金融機関名

支店名

口座種別・口座番号

口座名義人（フリガナ）

口座名義人

佐 賀 県 知 事 様

請求者

住 所 〒

佐賀県

企業名

代表者役職・氏名

NEXT佐賀ものづくり投資促進事業費補助金交付請求書

〇〇〇年 月 日付けもの第 号で補助金交付決定の通知のあったNEXT佐賀ものづくり投資促進事業費補助金として、下記金額を交付されるよう佐賀県補助金等交付規則及びNEXT佐賀ものづくり投資促進事業費補助金交付要綱の規定により請求します。

記

請求額	金〇〇〇円
交付決定額 (①)	金〇〇〇円
概算払可能額 (②) ※契約書等の契約金額の4分の3 千円未満切り捨て	金〇〇〇円
最大概算払可能額 (③) ※①×2分の1 千円未満切り捨て	金〇〇〇円
今回概算払請求金額 (④)	金〇〇〇円
交付済額 (⑤)	金〇〇〇円
残額 (①-④-⑤)	金〇〇〇円

金融機関名

支店名

口座種別・口座番号

口座名義人 (フリガナ)

口座名義人

佐 賀 県 知 事 様

補助事業者

住 所 〒

佐賀県

企業名

代表者役職・氏名

NEXT佐賀ものづくり投資促進事業に係る産業財産権等取得等届出書

〇〇〇年 月 日付けもの第 号により補助金交付決定の通知があったNEXT佐賀ものづくり投資促進事業について、NEXT佐賀ものづくり投資促進事業費補助金交付要綱第 18 条の規定に基づき、下記のとおり産業財産権等の取得（出願、譲渡、実施権の設定）をしたので届け出ます。

記

- 1 産業財産権等の種類、番号、出願日等
- 2 産業財産権等の内容
- 3 相手先及び条件（譲渡、実施権設定の場合）